

薬生食輸発0121第1号
平成31年1月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成31年1月15日付け薬生食輸発0115第1号）により通知したところです。

今般、フランス産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネスについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知中の別添1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。

を削除し、別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。